

奥州市上下水道事業告示第12号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例(平成18年奥州市条例第282号)第5条の規定により、令和6年度に下水道事業受益者負担金等を賦課する区域を次のとおり定める。

令和6年4月1日

奥州市長 倉 成 淳

1 賦課区域

水沢

字土器田、字水山、字後田、字釜田、字南大鐘、字桜屋敷西、字北田、佐倉河字前田、真城字町屋敷、真城字垣ノ内、真城字大檀、真城字柿ノ木下、真城字雷神、真城字高田、真城字南上野、真城字北塩加羅、姉体町字原ノ西、姉体町字北余目、羽田町宝生、久保、字堀ノ内、字栗ノ瀬、字中袋、字上小谷木、字沼尻、字室ノ木、字明正の各字の一部区域

江刺

大通り、岩谷堂字御所橋、字二本木、字根岸、字内ノ町、愛宕字境畑、字梁川、字宿の各字の一部区域

前沢

あすか通4丁目

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。